

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月

障害福祉サービス事業所 各位

野々市市福祉事務所長

野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドラインの改訂について

令和 7 年 4 月に発行した「野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」について、
別紙のとおり、一部改訂しましたのでお知らせいたします。

新		旧	
支給決定ガイドライン 28 頁			
サービス名 称	就労継続支援A型	サービス名 称	就労継続支援A型
サービス内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。	サービス内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者または65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた障害者に限る) ①就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 ※令和9年4月以降は、当該サービスの新規利用にあたり、就労選択支援の利用が必須となります。	対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者または65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた障害者に限る) ①就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
障害支援 区分	不要	障害支援 区分	不要
支給単位	1日	支給単位	1日

支給量	原則の日数：月-8日/月、または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	利用開始時には2か月間程度の暫定支給決定期間を設定します。 ただし、就労選択支援を経て当該サービスを利用する場合は、暫定支給決定期間は不要となります。

支給量	原則の日数：月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	利用開始時には2か月間程度の暫定支給決定期間を設定します。

新		旧	
支給決定ガイドライン29頁			
サービス名 称	就労継続支援B型	サービス名 称	就労継続支援B型
サービス内 容	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を行います。	サービス内 容	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を行います。
対象者	就労移行支援事業所を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援を利用したうえで本事業を利用する者 ※就労アセスメントの詳細については (P32:K)を参照してください。	対象者	就労移行支援事業所を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者 ※就労アセスメントの詳細については (P31:K)を参照してください。
障害支援区 分	不要	障害支援区 分	不要
支給単位	1日	支給単位	1日
支給量	原則の日数:月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数	支給量	原則の日数:月-8日/月 または、利用見込みがあり、必要と判断される日数
支給期間	①50歳に達している者:支給開始日から同月末までの期間+3年以内 ②①以外の者:支給開始日から同月末までの期間+1年以内	支給期間	①50歳に達している者:支給開始日から同月末までの期間+3年以内 ②①以外の者:支給開始日から同月末までの期間+1年以内

新		旧
支給決定ガイドライン30頁		
サービス名称	就労選択支援	新設
サービス内容	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。 ※本人との協同による意思決定支援のサービスであり、就労の可否を判断し、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではありません。	
対象者	①新たに就労移行支援または就労継続支援(A型・B型)の利用を希望する方 ②現在就労移行支援または就労継続支援(A型・B型)の利用をされている方 ※就労系サービスの新規利用希望者のうち、就労継続支援B型(50歳以上の方、障害基礎年金1級受給者、就労経験ありの方を除く)の利用希望者は令和7年10月1日から、就労継続支援A型の利用希望者および標準利用期間を超えて就労移行支援の更新を希望する者は令和9年4月1日から、原則就労選択支援を利用することとなりますのでご注意ください。 ※近隣に就労選択支援事業所がない場合、または、利用可能な就労選択支援事業所が少なく、利用開始までに待機時間が生じる場合については、従来通り、就労移行支援事業所等によるアセスメントを経て就労継続支援B型を利用することができます。	

障害支援区分	不要	
支給単位	1月	
支給期間	原則1か月 以下のケースに当てはまる場合は最長2か月利用可能 ①利用者自身が過小評価、過大評価を有する、特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に課題があり、1か月以上の時間をかけた支援が必要な場合 ②作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、1か月以上の時間をかけた支援が必要な場合	

新	旧
支給決定ガイドライン31頁	
Ⅰ 暫定支給決定期間について 自立訓練(機能/生活/宿泊型)、就労継続支援 A 型(就労選択支援を利用した者を除く)及び就労移行支援を利用の際には、概ね2か月間程度の暫定支給期間を設けますが、その間の利用状況によっては、支給決定が取り消しとなることがあります。支給決定取り消しの判断については、当該通所事業所が提出する暫定支給期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書、アセスメント票、個別支援計画表、個別支援実績表等を基に、市が支給決定継続の可否を決定します。 下記の事由に該当する場合には、暫定支給決定期間を設けない支給決定を行います。 (1) 多機能型事業所において、すでに利用している方が同一事業所内で暫定支給決定が必要なサービスを利用する場合 (2) 野々市市に転入する利用者が、転入後も同一の事業所を利用する場合 (3) 過去1年以内に利用していた事業所を利用する場合	Ⅰ 暫定支給決定期間について 自立訓練(機能/生活/宿泊型)、就労継続支援 A 型及び就労移行支援を利用の際には、概ね2か月間程度の暫定支給期間を設けますが、その間の利用状況によっては、支給決定が取り消しとなることがあります。支給決定取り消しの判断については、当該通所事業所が提出する暫定支給期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書、アセスメント票、個別支援計画表、個別支援実績表等を基に、市が支給決定継続の可否を決定します。 下記の事由に該当する場合には、暫定支給決定期間を設けない支給決定を行います。 (1) 多機能型事業所において、すでに利用している方が同一事業所内で暫定支給決定が必要なサービスを利用する場合 (2) 野々市市に転入する利用者が、転入後も同一の事業所を利用する場合 (3) 過去1年以内に利用していた事業所を利用する場合

新	旧
支給決定ガイドライン32頁	
1 就労アセスメントの対象者 就労継続支援 B 型の支給決定を受けるためには、下記(1)～(3)のいずれかに該当している必要があります (1)就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (2)50 歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 (3)(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援を利用したうえで本事業を利用する者 上記(1)～(3)のうち、(1)及び(2)に該当しない方については、(3)により就労選択支援事業所の就労アセスメントを受ける必要があります。 2 就労アセスメントの実施機関について 就労アセスメントは原則として就労選択支援事業所が行うこととなりますが、近隣に就労選択支援事業所がない場合、または、利用可能な就労選択支援事業所が少なく、利用開始までに待機時間が生じる場合については、従来通り、就労移行支援事業所等によるアセスメントを経て就労継続支援 B 型を利用することができます。 3 支給決定までの流れについて 通常の障害福祉サービスの支給決定と同様、市に申請を行ってください。申請者のこれまでの障害福祉サービスの利用歴等により、面接もしくは訪問による調査が必要な場合があります。また、申請から支給決定までには通常1か月半程度かかりますの	1 就労アセスメントの対象者 就労継続支援 B 型の支給決定を受けるためには、下記(1)～(3)のいずれかに該当している必要があります (1)就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (2)50 歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 (3)(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者 上記(1)～(3)のうち、(1)及び(2)に該当しない方については、(3)により就労移行支援事業所の就労アセスメントを受ける必要があります。 2 就労アセスメントの実施機関について 就労アセスメントは原則として就労移行支援事業所が行うこととなりますが、利用者の事情等により就労移行支援事業所がアセスメントを行うことが困難であると市が認めた場合には、例外的に障害者就業・生活支援センターがアセスメントを行うことも可能です。ただし、利用希望者がすでに障害者就業・生活支援センターに通所していることをもって、就労移行支援事業所によるアセスメントが不要であるとはなりませんので注意してください。例外的に認める利用者の事情等とは、すでに障害者就業・生活支援センターに通所しているが、ひきこもり、こだわりが強い等の理由により、就労移行支援事業所でのアセスメントが困難であると認められる場合に限り。 3 支給決定までの流れについて 通常の障害福祉サービスの支給決定と同様、市に申請を行ってください。申請者のこれまでの障害福祉サービスの利用歴等により、面接もしくは訪問による調査が必要な場合があります。また、申請から支給決定までには通常1か月半程度かかりますの

で、利用の予定にあわせて申請を行ってください。

4 標準的な就労アセスメントの実施期間について

就労選択支援事業所等による就労アセスメントの標準的な実施期間は原則1か月間です。ただし、以下のケースに当てはまる場合は最長2か月利用可能となります。

- ①利用者自身が過小評価、過大評価を有する、特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に課題があり、1か月以上の時間をかけた支援が必要な場合
- ②作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、1か月以上の時間をかけた支援が必要な場合

5 18歳未満の利用対象者について

18歳未満で就労アセスメントを実施するためには、就労できる年齢に至っていない当該児童を18歳とみなしてよいか児童相談所等(石川県こころの健康センター)に意見を求める必要があります。支給申請についても障害者と同様に支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書と世帯状況・収入等申告書、当該児童を18歳とみなしてよいか児童相談所等に確認を行うための同意書の提出が必要となります。また、就労選択支援および就労移行支援(就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限る)と同日に放課後等デイサービスを利用することも可能です。

で、利用の予定にあわせて申請を行ってください。

4 標準的な就労アセスメントの実施期間について

就労移行支援事業所等による就労アセスメントの標準的な実施期間は約1か月間です。ただし、特別支援学校で実施される実習で就労アセスメントを実施する場合には、その実習の実施期間に応じます。

5 18歳未満の利用対象者について

18歳未満で就労アセスメントを実施するためには、就労できる年齢に至っていない当該児童を18歳とみなしてよいか児童相談所等(石川県こころの健康センター)に意見を求める必要があります。支給申請についても障害者と同様に支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書と世帯状況・収入等申告書、当該児童を18歳とみなしてよいか児童相談所等に確認を行うための同意書の提出が必要となります。また、放課後等デイサービスを利用している当該児童については、同一日に放課後等デイサービスと就労移行支援を利用することはできませんので注意してください。

新	旧
1 就労系サービスを在宅で利用する場合 就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型、就労選択支援では、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合には、必要に応じて在宅でサービスの提供を受けることができます。利用開始の際には、福祉総務課までご相談ください。	1 就労系サービスを在宅で利用する場合 就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型では、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合には、必要に応じて在宅でサービスの提供を受けることができます。利用開始の際には、福祉総務課までご相談ください。